

事業報告書

(自 令和 7年 3月 1日 至 令和8年 2月 28日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 こやま整形外科医院
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 滋賀県東近江市蛇溝町180番地
 (3) 設立認可年月日 平成 26年 2月 20日
 (4) 設立登記年月日 平成 26年 2月 26日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
病院				
診療所	医療法社団こやま整形外科院	2510501352	東近江市蛇溝町180番地	
介護老人保健施設				

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実地場所	備考

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年4月30日 定時社員総会

事業報告及び決算書類承認の件

次年度収支予算案及び事業計画承認の件

理事全員及び監事任期満了による改選の件

- (5) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

- (7) その他

様式2

法人名 医療法人社団 こやま整形外科医院
 所在地 東近江市蛇溝町180番地

※医療法人整理番号 0 0 4 4 0

財 産 目 録

(令和 8年 2月 28日現在)

1. 資 産 額	135,447 千円
2. 負 債 額	9,266 千円
3. 純資産額	126,181 千円

(内訳)

(単位：千円)

区分	金 額
A 流 動 資 産	100,181
B 固 定 資 産	35,266
C 繰 延 資 産	0
D 資産合計 (A+B+C)	135,447
E 負債合計	9,266
F 純資産 (D-E)	126,181

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと

土地 (□法人所有 ■ 賃貸 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建物 (□法人所有 ■ 賃貸 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 4

法人名 医療法人社団 こやま整形外科医院

※医療法人整理番号 0 0 4 4 0

所在地 東近江市蛇溝町180番地

貸借対照表
(令和 8年 2月 28日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	100,181	I 流動負債	9,266
II 固定資産	35,266	II 固定負債	0
1 有形固定資産	2,605	負債合計	9,266
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	32,661	科目	金額
III 繰延資産	0	I 基金	23,933
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	102,248
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	126,181
資産合計	135,447	負債・純資産合計	135,447

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団 こやま整形外科医院

※医療法人整理番号 0 0 4 4 0

所在地 東近江市蛇溝町180番地

損 益 計 算 書
(自 令和7年 3月 1日 至 令和8年 2月 28日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	131,975
2 事業費用	126,747
本来業務事業利益	5,228
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	5,228
II 事業外収益	696
III 事業外費用	0
経常利益	5,924
IV 特別利益	91
V 特別損失	0
税引前当期純利益	6,015
法人税等	1,014
当期純利益	5,001

様式5

監事監査報告書

医療法人社団 こやま整形外科医院
理事長 小山 喜也 殿

私は、医療法人社団こやま整形外科医院の令和7年会計年度（令和7年3月1日から令和8年2月28日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8年 4月 30日

監事 小山 富子

